

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年七月十七日奈良県指令建第一〇二―一九二号

令和元年十一月二十二日奈良県指令建第一〇二―一九二―一号

令和元年十二月十三日奈良県指令建第一〇二―一九二―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月十七日建第九五八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市見瀬町六二一番五及び六二三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市関屋北六丁目二番五号

株式会社榮和 代表取締役 池田榮子

一 許可番号

平成三十一年三月十一日奈良県指令建第一〇二―二〇号

令和二年一月六日奈良県指令建第一〇二―二〇―一号

令和二年二月十二日奈良県指令建第一〇二―二〇―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月十七日建第九五八四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年二月十七日建第五五八三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市二階堂上ノ庄町八番一の一部、八番三、九番一の一部、九番三の一部及び一

○番三の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市櫟本町二七八三番地の七

株式会社ホームトゥエンティワン 代表取締役 吉川徳彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市二階堂上ノ庄町八番三、九番一の一部及び九番三の一部

下水道 天理市二階堂上ノ庄町八番三、九番一及び九番三の各一部

水路 天理市二階堂上ノ庄町八番一及び一〇番三の各一部